



トップアンドコア通信

【平成 30 年 2 月 28 日号】

政府が推進する「働き方改革」の目玉の一つ、労働基準法改正による「時間外労働の上限規制導入」について、「同一労働同一賃金」や「高度プロフェッショナル制度」との抱き合わせにより、国会審議の状況は一進一退です。しかし、早ければ来年にも施行される見込みであり、罰則が定められていることからその影響は計り知れません。新たに「時間外労働と休日労働の合計時間」という枠組みでの上限が設けられることもあり、まずは自社の現状を確認し、上限を超えている場合には削減措置を講じるなどの対策が急がれます。また、時間外労働の上限については、特別条項を使っても「1 年に 720 時間」に抑えなければならず、1 ヶ月 45 時間を超える月数も「1 年に 6 ヶ月以内」と限定されています。労働者ごとの適用回数や月別の労働時間数集計など、施行日までに準備しなければならないことは山積みです。

●日本年金機構におけるマイナンバー対応スタート（平成 30 年 3 月 5 日～）

マイナンバー制度がスタートして 2 年が経ち、ようやく日本年金機構でもマイナンバーを利用して事務手続きを行えるようになりました。すでに昨年 1 月からは、年金相談や照会において基礎年金番号が分からない場合でもマイナンバーカード（個人番号カード）を提示すれば対応が可能でした。平成 30 年 3 月 5 日からは、これまで基礎年金番号で行っていた各種届出・申請についてもマイナンバーで行うことができるようになりました。資格取得届等の様式も大幅に変更されており、複写式のものは単票に、横型の様式は縦型に統一されています。

【平成 30 年 3 月 5 日からの変更点】

(1) 資格取得届等の記載事項にマイナンバーを追加

これまで基礎年金番号を記載していた欄には、原則としてマイナンバーを記載することになります（マイナンバーの提供が困難な場合は、引き続き基礎年金番号を記載すること可）。

※マイナンバーを記載した場合に限り、被保険者住所の記載を省略することができる

(2) 被扶養者異動届等に添付していた証明書類の添付が不要に

生年月日に関する証明（登記簿謄本など）を添付しなければならない場合でも、住基ネットから確認することができるため、添付が不要となる

(3) 住所変更届・氏名変更届の届出を省略

最新の基本 4 情報（氏名・生年月日・性別・住所）を住基ネットから取得して更新処理を行うため、届出の手続きそのものが不要となる

※住民票上住所以外の居所を登録する場合は、別途「住所変更届」を提出します

(4) 採用時の基礎年金番号の確認が不要に

資格取得届には基礎年金番号ではなくマイナンバーを記載することができるため、会社は基礎年金番号を本人に確認する作業が不要となります

→ 資格取得手続き完了後、日本年金機構からの通知には基礎年金番号が記載されているため、その後の手続きを基礎年金番号で行うことが可能

(5) マイナンバー変更の届出が義務に

被保険者がマイナンバーを変更したときには、速やかに、事業主を経由して日本年金機構へ変更届を提出しなければなりません

■ 上記変更に伴い、手続きを行う際は以下にご注意ください！！

- ① 事業主は各種届出書等にマイナンバーを記載するにあたり、法律の定めに従って「利用目的の明示」と「本人確認措置」を行う必要があります。

利用目的の明示

個人情報保護法により、従業員のマイナンバーを取得するときは、利用目的（年金関係事務において利用すること）を本人に通知または公表しなければなりません



本人確認措置

マイナンバー法により、マイナンバーの提供を受けるときには本人確認措置を行うことが義務づけられています

番号確認：提供された個人番号が正しい番号であることの確認

身元（実存）確認：個人番号の提供を行う者が番号の正当な持ち主であることの確認

② 第3号被保険者の本人確認を事業主または厚生年金被保険者（配偶者）が行う場合は、「代理権の確認ができる委任状」の添付が必要となります。

様式の変更により「被扶養者（異動）届」と「第3号被保険者関係届」が1つの様式となり、健康保険の扶養に入れる手続きと国民年金の第3号被保険者に該当する手続きを同時に行う利点があります。ただし、第3号被保険者についてもマイナンバーを記載する必要があるため、本人確認措置を実施しなければなりません。

→ 一般的には、厚生年金被保険者（配偶者）に確認事務を委託することになるため、様式に記載された「※届書の提出は配偶者（第2号被保険者）に委任します□」欄に☒を入れて提出することになります。

●源泉徴収票の様式変更（平成30年分～）

源泉徴収事務においては、税法の改正により平成30年分からの「配偶者」は、3つに定義されています（同一生計配偶者、控除対象配偶者、源泉控除対象配偶者）。これに伴い、「平成30年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の様式においても「同一生計配偶者」と「源泉控除対象配偶者」の文字が追加されています。国税庁のホームページには、「平成30年分 給与所得の源泉徴収票」の新しい様式も公表されていますので、自社で使用している源泉徴収票の様式について、配偶者欄の記載が変更されているかをご確認ください。

●定年再雇用者に対する無期転換ルールの特例を適用するときの書面明示

改正労働契約法による「無期転換ルール」がいよいよ本格的にスタートします。これに対し、平成27年に成立した特別措置法により、以下2つの場合に限り、都道府県労働局長の認定を受けることで「無期転換ルール」を適用しないことが可能となっています。

- (1) 専門知識等を有する有期雇用労働者（高度専門職）
- (2) 定年に達した後引き続き雇用される有期雇用労働者（継続雇用の高齢者）



すでに認定を受けて安心している会社もあるかと思いますが、この特例を適用するためには「無期転換申込権が発生しない」旨を書面で明示しておく必要があります。該当者の労働条件通知書または雇用契約書の文言をご確認ください。

社会保険労務士法人トップアンドコア

【本社】 東京都新宿区西新宿 1-25-1 新宿センタービル 46 階

TEL:03-3349-8370

【名古屋支店】 愛知県名古屋市中村区名駅 1-1-1 JP タワー名古屋 7 階

TEL:052-589-8753

E-mail: info@topandcore.or.jp <http://www.topandcore.com/>

